

平成 25 年生活保護基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等追加給付事務  
業務委託公募型プロポーザル募集要項

## 第 1 募集事項

### 1 業務委託名

平成 25 年生活保護基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等追加給付事務業務委託

### 2 業務目的

平成 25 年生活保護基準改定に関する令和 7 年 6 月の最高裁判決を踏まえ、国が新たに設定した基準との差額分について、保護費等の追加支給に係る事業を実施するに際し、必要な事務の一部を委託するもの

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 業務内容

別添「平成 25 年生活保護基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等追加給付事務業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 5 業務委託料（上限額）

1 億 4,000 万円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 選定事業者数

1 者

## 第 2 応募資格

本業務に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同事業体とする。

- 1 業務委託の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 2 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- 3 本市有資格業者に対する指名停止要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- 5 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- 6 仙台市税、消費税及び地方消費税のいずれについても滞納していないこと。
- 7 宗教活動や政治活動を目的とした団体等ではないこと。
- 8 共同事業体は、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下

の全ての条件を満たすこと。

- (1) 代表構成員及び構成員（以下、「構成員等」という。）が、上記1から7に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 構成員等が、単独または他の共同事業体の構成員等として本プロポーザルに参加していないこと。
- (3) 構成員が代表構成員に対し、本プロポーザルの手続きを代表して行うことについて委任していること。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書兼質問票の提出時より前に共同事業体を成立させ、業務完了まで構成員等の変更がないこと。ただし、応募者に責のない理由があり、委託者がこれを認める場合、この限りではない。

### 第3 応募手続き

別紙1「応募手続等」のとおり。なお、応募に係る費用は応募者の負担とする。

### 第4 審査

別紙1「応募手続等」及び別紙2「評価項目票」のとおり。

### 第5 契約の方法

- 1 契約内容について受託候補者と提案内容に沿って協議のうえ、仙台市契約規則（昭和39年10月1日仙台市規則第47号）に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。
- 2 契約締結にあたり、国の制度変更等への対応のため、委託者及び受託者が協議のうえで業務内容や委託料について変更する場合がある。
- 3 協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- 4 受託候補者は、契約及び業務履行にあたり、本市「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」の定めに従うとともに、必要な調査や審査について協力すること。
- 5 委託料の支払い  
支払い回数及び時期は、原則として業務完了後の1回払いとする。これにより難しい場合、委託者及び受託者が別途協議して決定する。

### 第6 留意事項

- 1 応募に当たっては1法人1申込とする。
- 2 提出された企画提案書に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、委託者が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。

- 3 契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て委託者に帰属するものとする。

#### 第7 事務局（問い合わせ先）

仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

（〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎4階）

電話：022-214-8160

電子メール：fuk005025@city.sendai.jp